

第4条関係

緊急通報システム用機器の借用書及び同意書

平成 年 月 日

碧南市長 殿

借受人 住 所 碧南市 町 丁目 番地
氏 名 印

市から借り受ける機器については、次の事項を守ることを確約します。

- 1 借受物件 緊急通報システム用機器一式
 - (1) 緊急通報電話機又は緊急通報装置
 - (2) リモートスイッチ（送受信）
- 2 善良な管理者の注意をもって貸与された機器を維持管理するとともに、機器の現状を変更し、機器を譲渡し、転貸し、若しくは担保に供し、又は事業の目的以外に使用しません。
- 3 機器を損傷し、又は紛失した場合は、その状況を市長に報告し、その指示に従います。
私の責任に帰すべき理由による場合は、実費を賠償します。
- 4 機器を必要としなくなったときは、速やかに市長に届け出て返却します。

緊急通報システムの管理、運営に関する次の事項について同意します。

- 1 緊急時の救助活動等により生じた住居等の損壊については、異義の申し出をしません。
- 2 緊急時の対応に必要な情報として、衣浦東部広域連合及び市と契約する受信業務等を請負う業者に個人情報の提供をすることについては、異義の申し出をしません。

課税状況について次の事項を承諾します。

- 1 毎年度、借用者及び当該世帯全員の課税状況（4月から6月までは前年度のものとする。）が確認できる書類の閲覧を承諾します。